

## 岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札実施要領

平成19年7月27日 決裁  
改正 平成20年3月31日 決裁  
改正 平成21年4月1日 決裁  
改正 平成24年5月15日 決裁  
改正 平成27年4月1日 決裁  
改正 令和3年3月29日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札の参加資格及び条件（以下「参加資格等」という。）を入札後に審査する事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）の実施に関し、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁。以下「一般競争入札要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後審査型入札の対象となる契約は、一般競争入札要綱第2条に規定するもののうち岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が認めるものとする。

(入札に参加できる者)

第3条 事後審査型入札に参加できる者は、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち一般競争入札要綱第3条第1項に規定する要件を満たし、かつ、一般競争入札要綱第4条に規定する条件を満たす者とする。

2 事後審査型入札に参加しようとする者から入札参加資格確認申請書が提出されたときは、一般競争入札要綱第7条第3項の規定にかかわらず、入札に参加できる旨を証明する別に定める書類を交付し、同条第4項に規定する入札参加資格証明書交付台帳に登載するものとする。

(公告)

第4条 事後審査型入札を実施する場合は、一般競争入札要綱第6条の規定による公告に、事後審査型入札である旨を記載するものとする。

(一般競争入札における参加資格等の審査及び落札者の決定)

第5条 岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱（昭和63年4月1日決裁）第2条の規定にかかわらず、上下水道事業政策課長は、入札が終了した後、当該入札の対象となる建設工事を所管する課長と協議の上、最低価格入札者（以下この条において「審査対象者」という。）について第3条第1項に規定する参加資格等の審査を行い、その後落札者を決定するものとする。ただし、選定委員会が必要と認める事項については、入札の前に上下水道事業政策課長が確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、最低価格入札者が、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱（平成15年3月28日決裁）第8条の規定による調査の結果、同要綱第12条第2項の規定により落札者と決定されないときは、審査対象者としなない。

3 上下水道事業政策課長は、第1項に規定する審査を行うため、審査対象者に対し必要な書類の提出を求めるものとする。

4 上下水道事業政策課長は、前項の規定により提出された書類により第1項の審査を実施し、審査対象者に第3条第1項に規定する参加資格がないと認められたときは、第1項に規定する審査にあつては予定価格（消費税額を除いた金額とする。）以下の金

額で応札した者のうち入札金額の低い順に落札者が決定するまで第1項の審査を行うものとする。

5 落札者の決定は、原則として第3項の規定による書類が提出された日から起算して5日（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に行うものとする。

6 上下水道事業政策課長は、落札者を決定したときは、落札者に対しては落札決定通知書（様式第1号）により、入札参加者に対しては入札結果通知書（様式第2号）により、第1項に規定する審査において参加資格がないと認められた者に対しては審査結果通知書（様式第3号）により直ちに通知するものとする。

（総合評価落札方式による場合における参加資格等の審査及び落札者の決定）

第5条の2 前条の規定にかかわらず、総合評価落札方式による場合にあつては、岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱第2条の規定にかかわらず、上下水道事業政策課長は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年5月1日決裁）第10条の規定により落札候補者が決定した後、当該入札の対象となる建設工事等を所管する課の課長と協議の上、落札候補者（以下この条において「審査対象者」という。）について第3条第1項に規定する参加資格等の審査を行い、その後落札者を決定するものとする。ただし、選定委員会が必要と認める事項については、入札の前に上下水道事業政策課長が確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札候補者が、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第8条の規定による調査の結果、同要綱第12条第2項の規定により落札者と決定されないときは、審査対象者としなない。

3 上下水道事業政策課長は、第1項に規定する審査を行うため、審査対象者に対し必要な書類の提出を求めるものとする。

4 上下水道事業政策課長は、前項の規定により提出された書類により第1項の審査を実施し、審査対象者に第3条第1項に規定する参加資格がないと認められたときは、第1項に規定する審査にあつては岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領第9条の規定により算出された評価値の高い順に落札者が決定するまで審査を行うものとする。

5 落札者の決定は、原則として第3項の規定による書類が提出された日から起算して5日（岐阜市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に行うものとする。

6 上下水道事業政策課長は、落札者を決定したときは、落札者に対しては落札決定通知書（様式第1号）により、入札参加者に対しては入札結果通知書（様式第2号）により、第1項に規定する審査において参加資格がないと認められた者に対しては審査結果通知書（様式第3号）により直ちに通知するものとする。

（事後審査型入札の中止）

第6条 上下水道事業政策課長は、入札参加者の数が1者のときは、事後審査型入札を中止することができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、事後審査型入札の実施に関し必要な事項は、選定委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

落札決定通知書

年 月 日に入札を執行した下記の工事について、参加資格及び条件の審査を行うため、落札の決定を保留しましたが、審査の結果、貴社を落札者として決定しましたので通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 契約金額 金 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕  
金 円

※ 契約書は、年 月 日から上下水道事業政策課において交付します。同日から7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に契約を締結しない場合は、落札の決定を取り消します。

様式第2号（第5条関係）

岐阜市水政第 号  
年 月 日

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の工事について、参加資格及び条件の審査を行うため、落札の決定を保留しましたが、審査の結果、下記のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 落札者名

4 契約金額 金 円

〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕  
金 円

様式第3号（第5条関係）

岐阜市水政第 号  
年 月 日

様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日に入札を執行した下記の工事について、参加資格及び条件の審査を行うため、落札の決定を保留しましたが、審査の結果、貴社を落札者としなことに決定しましたので通知します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 入札金額 金 円

4 落札者としな理由

5 落札者名

6 契約金額 金 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕  
金 円